

8 特定母樹(平成25年度指定)

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	増殖に適した地域・環境※ <sup>2</sup>
特定25-1	中標津5号※ <sup>1</sup>	からまつ (ぐいまつ)	北海道江別市文京台緑町561の1 独立行政法人森林総合研究所 北海道育種場	北海道全域
			北海道常呂郡訓子府町字駒里	
			北海道美唄市光珠内町東山	
特定25-2	スギ林育2-15	すぎ	茨城県日立市十王町伊師3809の1 独立行政法人森林総合研究所 林木育種センター	【第三区】 福島県(第二区は除く) 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県
特定25-3	スギ林育2-17	〃		
特定25-4	スギ林育2-31	〃		
特定25-5	スギ林育2-38	〃		
特定25-6	スギ林育2-52	〃		
特定25-7	スギ林育2-57	〃		
特定25-8	スギ林育2-68	〃		
特定25-9	スギ林育2-70	〃		
特定25-10	スギ林育2-71	〃		
特定25-11	スギ林育2-76	〃		
特定25-12	スギ林育2-92	〃		
特定25-13	スギ林育2-93	〃		
特定25-14	スギ林育2-102	〃		
特定25-15	スギ林育2-104	〃		
特定25-16	スギ林育2-112	〃		
特定25-17	スギ林育2-131	〃		
特定25-18	スギ林育2-140	〃		
特定25-19	スギ西育2-1	〃		
特定25-20	スギ西育2-6	〃		
特定25-21	スギ西育2-10	〃		
特定25-22	スギ西育2-41	〃		
特定25-23	スギ西育2-48	〃		
特定25-24	スギ西育2-50	〃		
特定25-25	スギ西育2-53	〃		
特定25-26	スギ西育2-54	〃		
特定25-27	スギ西育2-57	〃		
特定25-28	スギ西育2-61	〃		
特定25-29	スギ西育2-63	〃		
特定25-30	スギ西育2-65	〃		
特定25-31	スギ西育2-75	〃		
特定25-32	スギ西育2-76	〃		
特定25-33	スギ西育2-77	〃		
特定25-34	スギ西育2-144	〃		
特定25-35	スギ西育2-145	〃		
特定25-36	スギ西育2-146	〃		
特定25-37	スギ西育2-147	〃		
特定25-38	スギ西育2-148	〃		
特定25-39	スギ西育2-149	〃		
特定25-40※ <sup>3</sup>	県佐伯6号	〃	熊本県合志市須屋2320の5 独立行政法人森林総合研究所 九州育種場	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
特定25-41	県佐伯13号	〃		
特定25-42	高岡署1号	〃		
特定25-43	県始良20号	〃		
特定25-44	県薩摩5号	〃		
特定25-45	スギ九育2-110	〃		
特定25-46	スギ九育2-136	〃		
特定25-47	スギ九育2-137	〃		
特定25-48	スギ九育2-139	〃		
特定25-49	スギ九育2-162	〃		
特定25-50	スギ九育2-167	〃		
特定25-51	スギ九育2-168	〃		
特定25-52	スギ九育2-177	〃		
特定25-53	スギ九育2-186	〃		

※<sup>1</sup> 特定母樹から特定増殖事業者等が採種して配布する種穂はクリーンラーチ(中標津5号×カラマツ精英樹)である。

※<sup>2</sup> 増殖できる地域・環境は基本は配布区域であるが、調査データ等に基づき除外している地域がある。なお、配布区域とは、林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する種苗の配布区域(昭和46年2月1日農林省告示第179号)のこと。

※<sup>3</sup> 特定25-40～44は、林野庁の花粉発生源対策における少花粉スギ品種(総合指数が1.1以下で、花粉発生量が一般的なスギに比べ約1%以下)の定義を満たしている。